

## 社長のための勉強

令和5年5月2日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### ガソリン価格のトリガー条項ってなに？

最近、ニュースでも取り上げられる「ガソリン価格のトリガー条項」という言葉を耳にしたことがあると思いますが、それについて解説したいと思います。

そもそも「ガソリン価格のトリガー条項」とは、ガソリン税の課税を一時停止することによりガソリン価格の高騰を抑える効果を期待するものです。

ガソリン価格の内訳は10150円の場合、本体価格82円、ガソリン税(本則税率)29円、ガソリン税(暫定税率)25円、石油税3円、消費税11円となっております。

トリガー条項とはこの内、ガソリン税(暫定税率)25円を凍結してガソリン価格を引き下げるものです。この場合で言うと10150円が125円ぐらいに下がるイメージです。

トリガー条項の発動の目安としては3か月連続で10160円を超える場合となっており、1月から4月時点で4か月連続で160円を超えているため、発動要件は揃っていますが、発動するには法改正が必要であり、ガソリン税の減収も予想されていることから政府も慎重になっているようです。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はこちらにご連絡ください

**HORIGUCHI**  
Accounting & Tax office